

まだ、
やっぴん？！



STOP

飲酒運転

運転者本人

平成19年9月19日から変わりました！

改正前

改正後

酒酔い運転

3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金



5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

酒気帯び運転

1年以下の懲役又は
30万円以下の罰金



3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

飲酒検知拒否

30万円以下の罰金



3ヶ月以下の懲役又は
50万円以下の罰金

救護義務違反

5年以下の懲役又は
50万円以下の罰金



10年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

平成19年6月20日から2年以内に変わる内容

酒酔い運転や救護義務違反等、一定の悪質な違反行為を理由に免許の拒否・取消しを受けた場合、**3年以上10年を超えない範囲内**で免許を受けることができなくなります。

違反行為を行い、又は、交通事故を起こした際、警察官に免許証提示を求められたら提示しなければいけません。

免許証提示義務

運転者の周辺者

飲酒運転を行うおそれがあるものに対し

		車両を提供	酒類を提供
運転者本人が	酒酔い運転の場合	5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
	酒気帯び運転の場合	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金	2年以下の懲役又は 30万円以下の罰金

酒に酔った状態であることを知りながら

酒気を帯びていることを知りながら

自己の運送の要求・依頼をしてその車両に同乗する

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒・車提供

**酒・車は提供しない！
同乗もしない！**



同乗